

平成22年1月調査

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成22年3月

最高裁判所

目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	4
II 調査結果の概要	5
1 裁判員制度の周知状況	5
(a) 裁判員制度の開始について	5
(b) 裁判員制度の内容	6
(c) 裁判員に選ばれる可能性	7
2 裁判員制度の周知媒体	8
3 裁判や司法への関心度	9
4 裁判員制度が始まる前の印象	10
(a) 公立中立である	11
(b) 信頼できる	12
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	13
(d) 納得できる裁判（判断）が行われている	14
(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	15
(f) 事件の真相が解明されている	16
(g) 裁判の手續や内容が難しい，わかりにくい	17
(h) 裁判に時間がかかる	18
(i) 国民の関心が高く自分の問題として考えている	19
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因	20
6 裁判員制度の実施により，期待すること	21
(a) 裁判がより公正中立なものになる	22
(b) 裁判がより信頼できるものになる	23
(c) 裁判所や司法が身近になる	24
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	25
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる	26
(f) 事件の真相がより解明される	27
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなる	28
(h) 裁判が迅速になる	29
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	30

7	裁判員制度の実施後の変化	31
(a)	裁判がより公正中立なものになった	32
(b)	裁判がより信頼できるものになった	33
(c)	裁判所や司法が身近になった	34
(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになった	35
(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった	36
(f)	事件の真相がより解明されている	37
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなった	38
(h)	裁判が迅速になった	39
(i)	国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	40
8	裁判員制度の実施後の変化についてQ7の印象を持つことになった原因	41
9	裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	42
10	裁判員として刑事裁判に参加したいか	43
11	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	44
12	制度開始前・実施への期待・実施後の変化	45
III	調査票 (付:単純集計結果)	47
	標本抽出方法	53

[本報告書を読む際の注意]

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。
[回答票] : 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は次のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
- : 回答者がいないもの
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答数が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

I 調 査 の 概 要

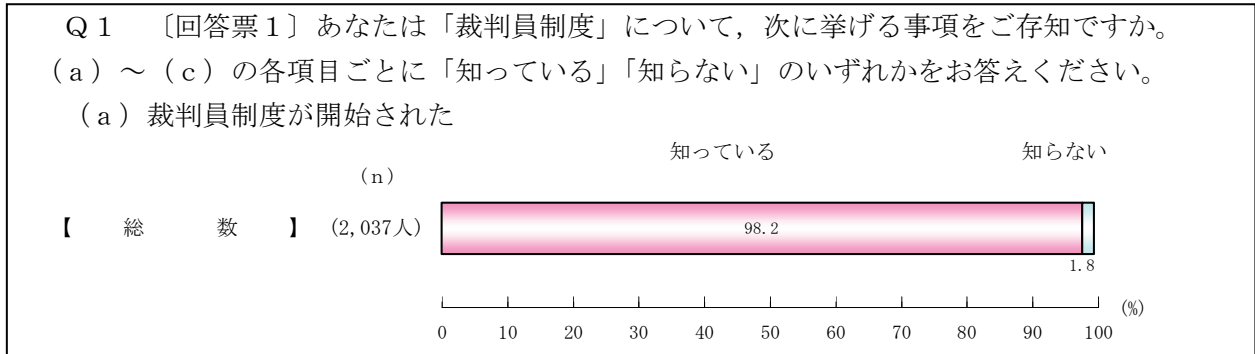
- 1 調 査 目 的 裁判員制度の施行後、裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調 査 項 目 (1) 裁判員制度の周知状況
 (2) 裁判員制度の周知媒体
 (3) 裁判や司法への関心度
 (4) 裁判員制度が始まる前の印象
 (5) 裁判員制度に印象を持つことになった原因
 (6) 裁判員制度の実施により、期待すること
 (7) 裁判員制度の実施後の変化
 (8) 裁判員制度の実施後の変化について印象を持つことになった原因
 (9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
 (10) 裁判員として刑事裁判に参加したいか
 (11) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか
- 3 調 査 対 象 (1) 母 集 団 全国 20 歳以上の者
 (2) 回 収 数 2,037 人
 (3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法
- 4 調 査 時 期 平成 22 年 1 月 21 日(木)～ 2 月 3 日(水)
- 5 調 査 方 法 調査員による個別面接聴取
- 6 調 査 実 施 機 関 社団法人 新情報センター
- 7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29 歳	144(7.1%)	128(6.3%)	272(13.4%)
30～39 歳	181(8.9%)	189(9.3%)	370(18.2%)
40～49 歳	169(8.3%)	146(7.2%)	315(15.5%)
50～59 歳	165(8.1%)	171(8.4%)	336(16.5%)
60～69 歳	168(8.2%)	180(8.8%)	348(17.1%)
70 歳以上	161(7.9%)	235(11.5%)	396(19.4%)
計	988(48.5%)	1,049(51.5%)	2,037(100.0%)

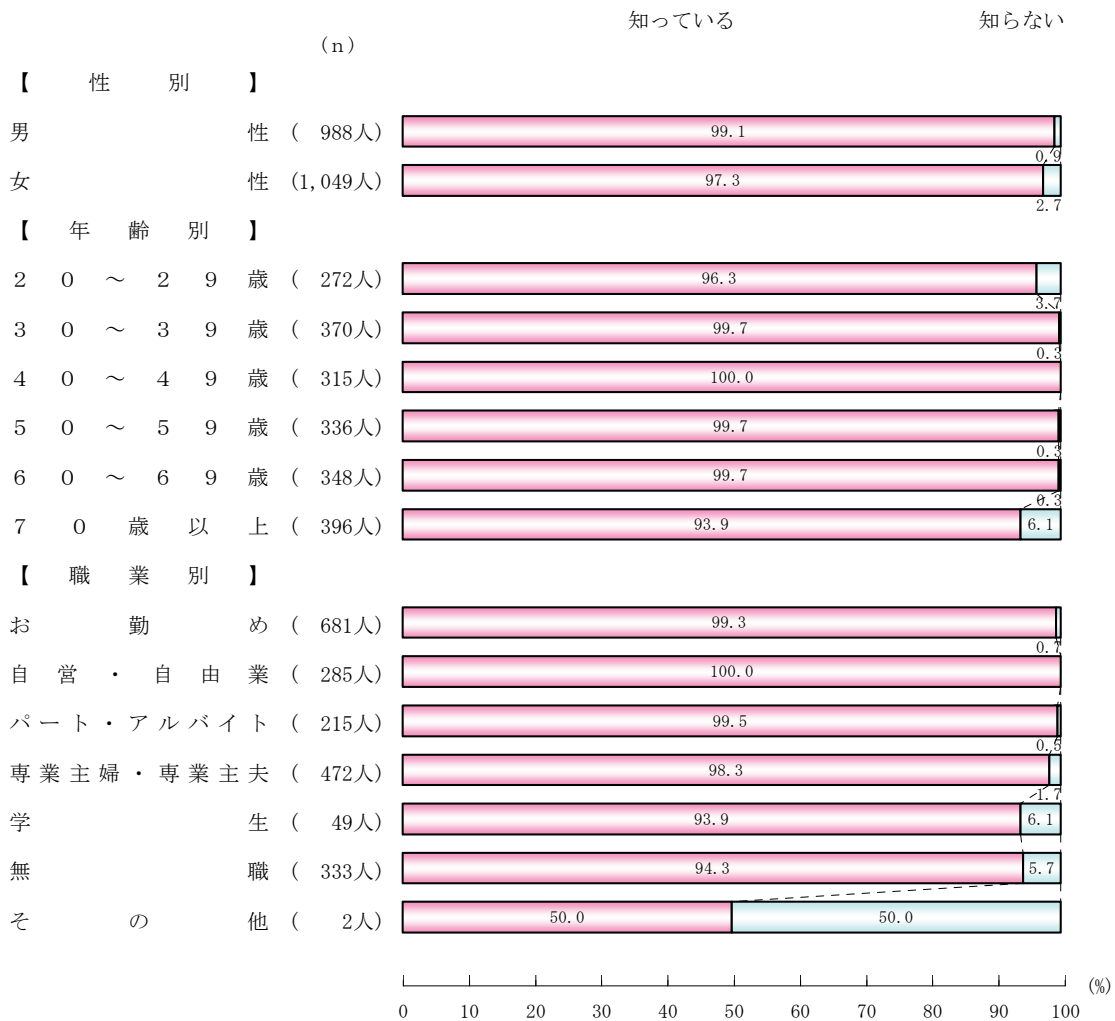
Ⅱ 調査結果の概要

1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の開始について



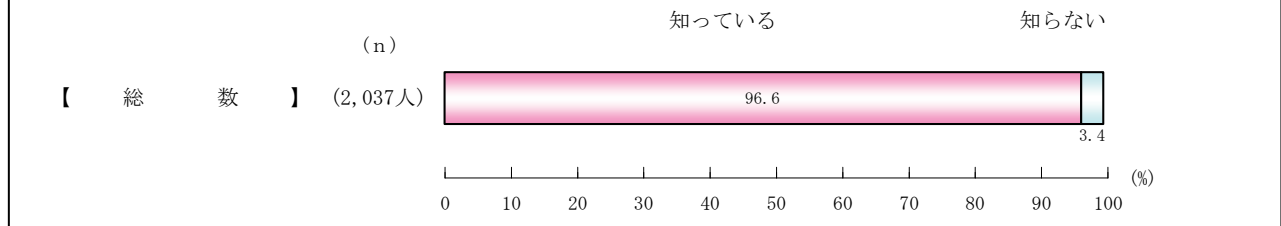
「裁判員制度が開始された」ことを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が98.2%、「知らない」と答えた者は1.8%であった。



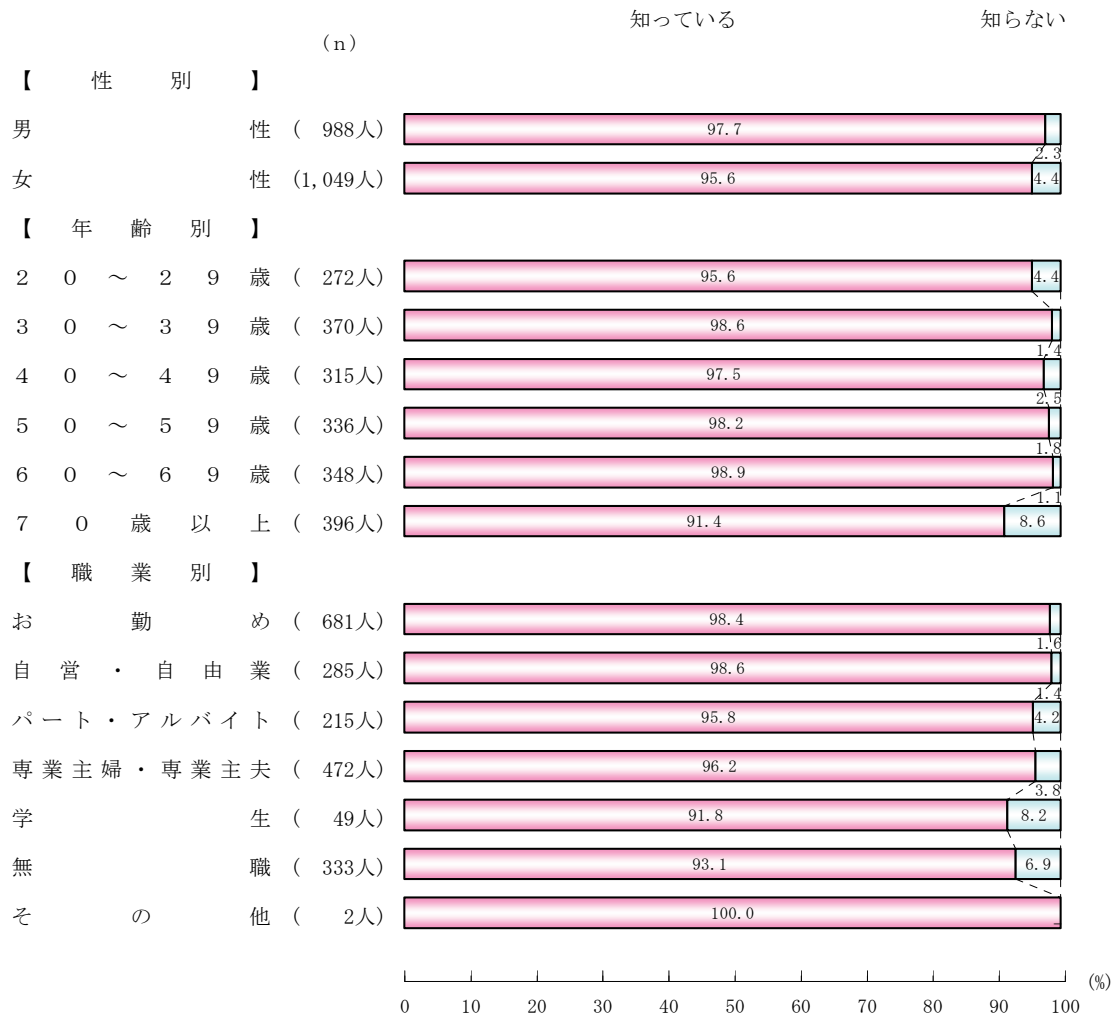
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高くなっている。年齢別にみると、30代～60代で高く、職業別にみると、自営・自由業で高くなっている。

(b) 裁判員制度の内容

(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



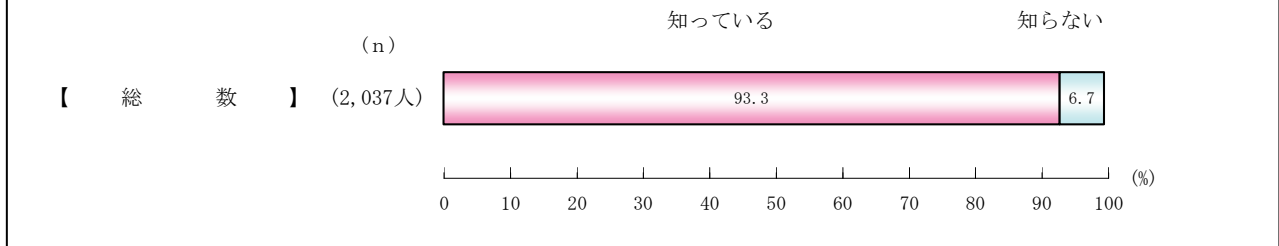
裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを「知っている」と答えた者が96.6%で、「知らない」と答えた者は3.4%であった。



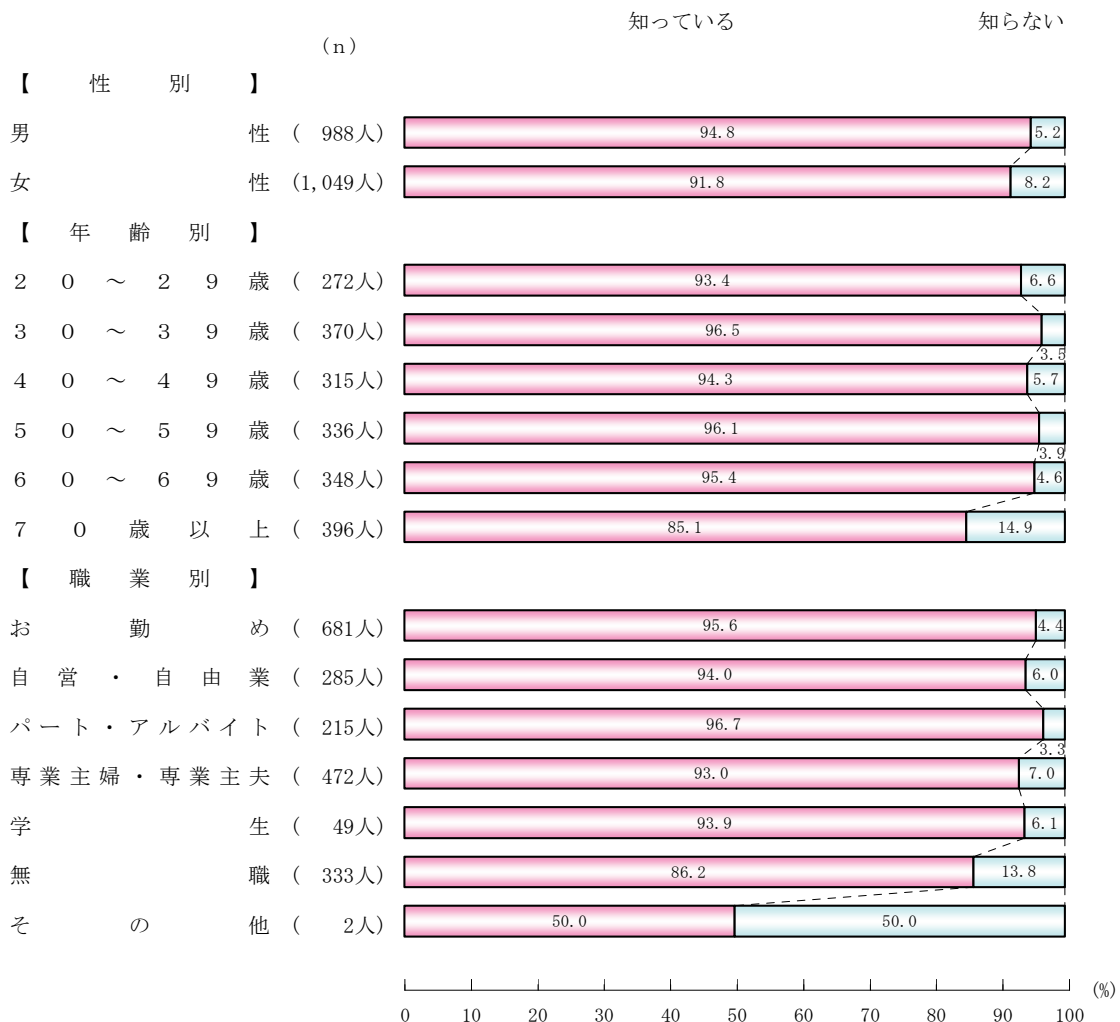
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、30代・60代で高くなっている。職業別にみると、自営・自由業、お勤めで高くなっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある

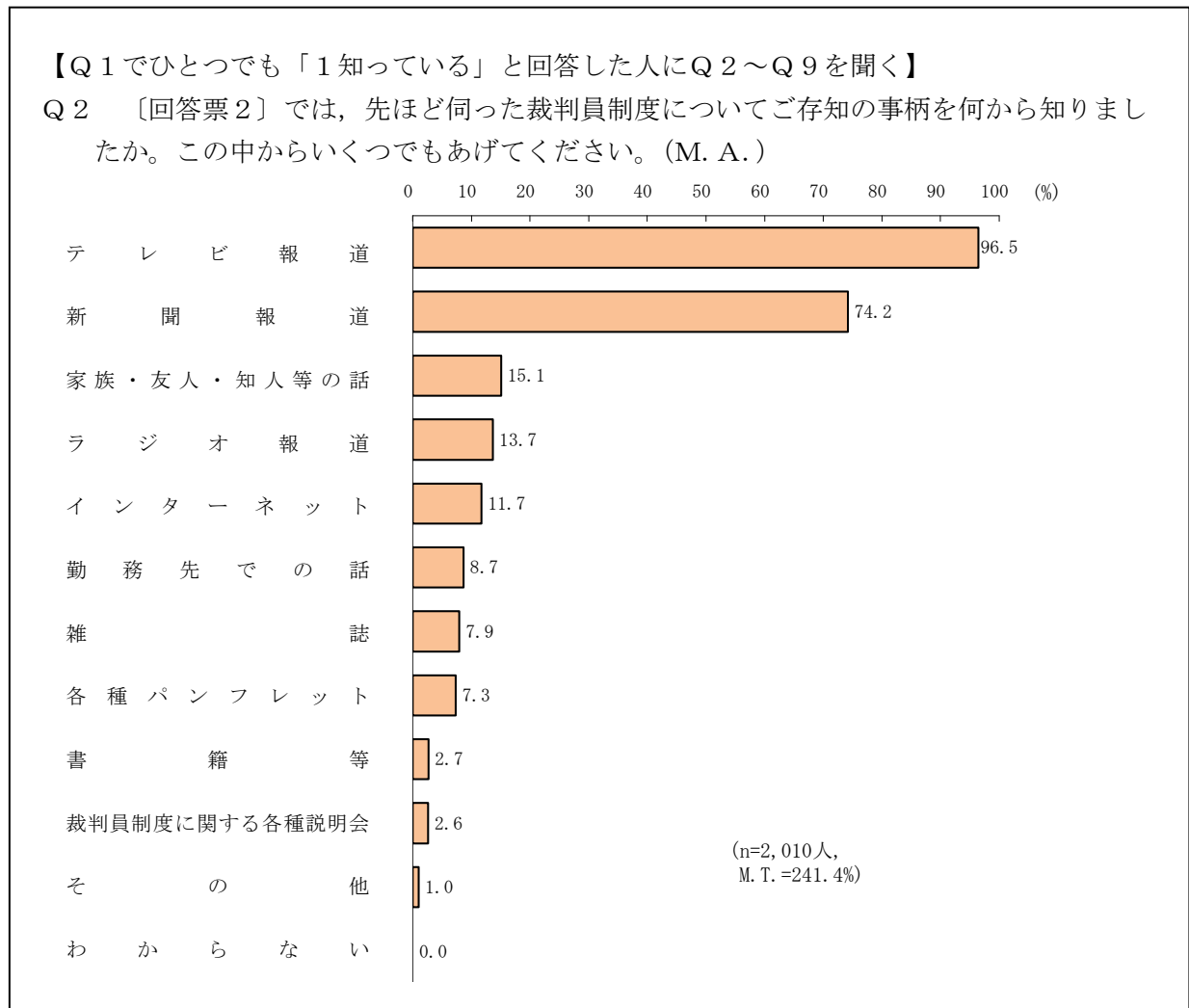


有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを「知っている」と答えた者が93.3%、「知らない」と答えた者は6.7%であった。周知状況を聞いた3項目の中では、「知らない」と答えた者の割合が一番高かった。



「知っている」答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、30代で最も高く、職業別にみると、パート・アルバイトとお勤めで高くなっている。

2 裁判員制度の周知媒体



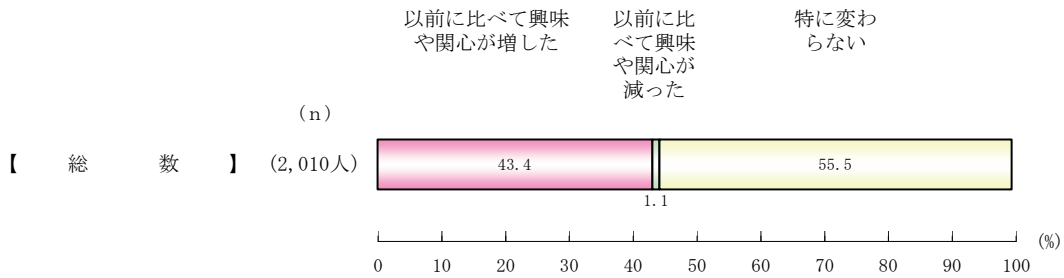
裁判員制度を知っている人に、何から知ったかをたずねたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が最も高く 96.5%、次いで「新聞報道」74.2%であった。

	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	裁判員制度に関する各種説明会	その他	わからない	回答計
【性別】														
男性	983	77.0	9.3	3.9	95.5	16.6	16.1	7.9	11.9	11.5	3.1	0.7	0.1	253.5
女性	1027	71.5	6.6	1.6	97.4	10.9	7.6	6.7	18.1	5.9	2.1	1.4	-	229.8
【年齢別】														
20～29歳	268	51.9	5.2	1.9	93.7	6.3	25.7	4.1	19.8	8.2	1.9	3.0	-	221.6
30～39歳	370	65.4	7.3	1.9	97.8	12.2	15.7	4.3	14.1	11.4	1.4	0.5	-	231.9
40～49歳	315	74.9	9.5	3.2	95.6	15.9	16.2	8.6	15.6	14.0	3.5	0.3	0.3	257.5
50～59歳	336	83.6	10.7	4.5	96.7	13.7	9.2	11.3	15.2	9.8	2.4	1.5	-	258.6
60～69歳	347	86.7	10.1	4.0	98.0	21.0	5.2	11.2	17.6	8.9	4.0	0.3	-	267.1
70歳以上	374	78.1	4.5	0.8	96.3	11.8	2.4	4.3	9.9	0.5	2.4	1.1	-	212.0
【職業別】														
お勤め	680	70.0	8.4	2.9	95.9	13.2	17.9	6.9	13.1	16.2	2.6	0.6	0.1	247.9
自営・自由業	285	79.3	9.5	5.3	95.4	21.4	11.2	8.1	13.7	8.1	3.2	1.1	-	256.1
パート・アルバイト	214	75.7	6.5	1.9	98.1	12.1	10.7	6.5	20.1	10.3	0.5	0.5	-	243.0
専業主婦・専業主夫	465	72.5	7.1	0.9	97.8	11.2	6.0	7.3	18.1	1.9	3.0	1.5	-	227.3
学生	48	56.3	6.3	2.1	89.6	4.2	27.1	14.6	25.0	2.1	6.3	10.4	-	243.8
無職	316	82.9	7.3	3.2	96.5	13.6	5.7	7.0	11.1	2.5	2.2	0.3	-	232.3
その他	2	50.0	100.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	400.0

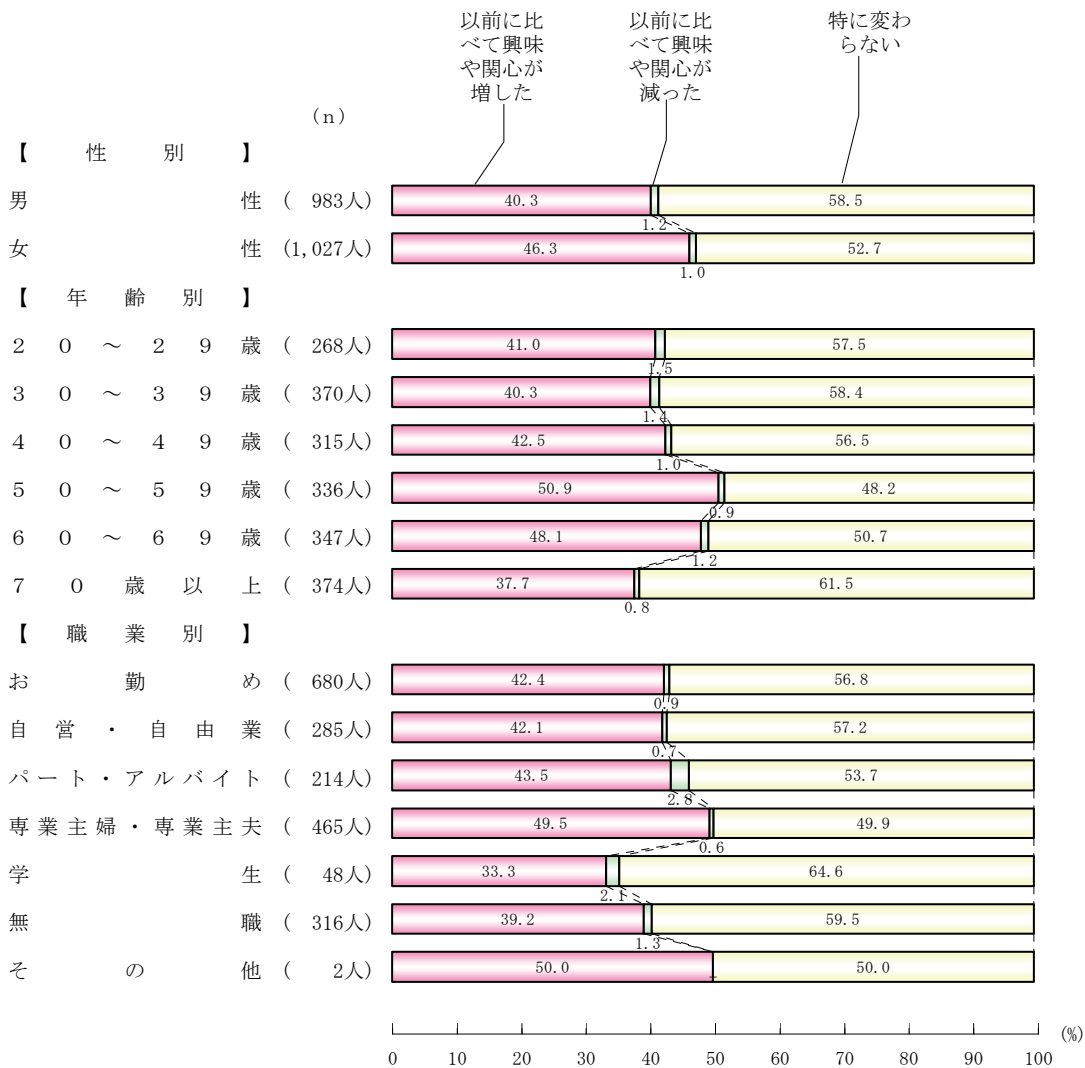
「インターネット」から知った人と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、20代～40代の若年層で高くなっている。

3 裁判や司法への関心度

Q3 [回答票3] 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかをたずねたところ、「特に変わらない」をあげた者の割合が最も高く 55.5%、「以前に比べて興味や関心が増した」は 43.4%、「以前に比べて興味や関心が減った」は 1.1%であった。



「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別にみると、男性よりも女性で高く、年齢別にみると、50代・60代で高く、「特に変わらない」は70歳以上で高くなっている。